

プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援業務委託に係る 企画提案競技実施要項

1 委託内容

(1) 委託業務

プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(4) 予算額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 参加資格の要件

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(8)までに掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他 役務」のうち大分類「催物等」に登録された者（登録される者を

含む。)であること。

(8) 本事業に類似する事業を実施した実績を有する者であること。

3 募集スケジュール

令和7年4月 7日(月)	企画提案書の受付開始
令和7年4月11日(金)	質問書受付期限
令和7年4月18日(金)	企画提案書提出期限
令和7年5月 1日(木)	選定委員会
令和7年5月上旬	選定結果通知

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①プロダクトデザイナーを活用した企業の事業多角化伴走支援業務委託に係る企画提案競技参加希望書(様式1)

②企画提案書

A4用紙に以下の記載事項を記載すること。様式は任意とする。

【必要記載事項】

- ・本業務の運営管理体制及び業務のスケジュール
- ・本事業周知セミナーの開催概要について(内容、開催日程、規模など)
- ・自社独自のネットワークや広告媒体(ホームページ、SNS等)を活用した本事業の周知方法について
- ・商品開発の伴走支援において、マッチング可能なプロダクトデザイナーの概略と、これまでのマッチング事例について
- ・商品開発の伴走支援において、企業技術の洗い出しやプロダクトデザイン企画、試作品開発支援の実施方法の概略について
- ・中間報告会及び最終報告会の開催方法の概略について
- ・委託期間終了後における採択企業への販売に関するフォローアップの概略について
- ・これまでのB to C商品開発支援の実績や事例について(任意)
- ・仕様書の要求を上回る又はこれ以外の独自の提案(任意)

③類似業務実績調書(様式2)

④会社概要書(様式3)

以下の書類を添付すること。

- ・会社案内等のパンフレット(作成している場合)
- ・会社定款又は寄附行為等の書類
- ・直近1期分の決算報告書(要旨でも可)

⑤実施要項の「2 参加資格の要件」(1)から(8)までのすべてに

該当する旨の誓約書（様式４）。

なお、県の要請があった場合、「２ 参加資格の要件」を確認するための書類を追加提出すること。

⑥見積書（任意様式）

（２）提出方法

電子メールにより６のメールアドレス宛に提出すること。

なお、到達の確実を期するため、電話により着信の確認を行うこと。

（３）ファイルの形式

Microsoft Office 形式または PDF 形式とすること。

（４）受付期限

令和７年４月１８日（金）午後５時まで

（５）その他留意事項

- ① 提出された応募書類は一切返却しないものとする。
- ② 企画提案に関する一切の経費については、提案した法人又は団体の負担とする。
- ③ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。（県からの指示による場合は除く。）
- ④ 実施要項に違反した場合や応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、応募を無効とする。
- ⑤ 質問は電子メールのみ受け付けるものとする。
 - ・受付期限 令和７年４月１１日（金）午後５時まで
 - ・受付方法 質問書（様式５）に記入の上、６の電子メールアドレスあて送付する。
 - ・回答方法 質問者の名を伏せた上で、令和７年４月１４日（月）までに、県ホームページで回答を公開する。

４ 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

※公募説明会は行わず、本実施要項及び仕様書に基づき実施する。

（１）選定委員会の開催

選定委員会を開催し審査を行う。選定委員会の詳細については、企画提案書を提出したものに別途通知する。

なお、企画提案を行う者が１者であっても本企画提案競技を実施し、応募者多数の場合は事前に書面審査を行うことがある。

（２）審査の方法

提出された企画提案書等の書類審査及び選定委員会におけるプレゼンテーションにより、審査員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった者を委託先候補事業者として選定する。なお、審査は非公開とする。

(3) 選定結果

後日文書で通知する。

5 契約方針

(1) 審査により選定された委託先候補事業者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は随意契約により契約を締結する。

ただし、選定後であっても、委託先候補事業者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の1以上の額とする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第81条第2項に該当する場合は免除とする。

6 提出先及び問合せ先

埼玉県産業技術総合センター

住 所：埼玉県川口市上青木3丁目12番18号（SKIPシティ内）

電 話：048-265-1420

FAX：048-265-1334

メール：h6513112@pref.saitama.lg.jp